

今治市給与支給明細書広告掲載事業実施要領

平成21年11月11日制定

今治市要領

(趣旨)

第1条 この要領は、今治市広告事業実施要綱（平成19年4月11日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する今治市給与支給明細書広告掲載事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、広告掲載を希望する広告主又は広告取扱業者（以下「事業者」という。）が広告を掲載した給与支給明細書用紙（以下「用紙」という。）を作成し、今治市（以下「市」という。）がその用紙を職員の給与支給明細書として使用することとする。

(用紙の規格等)

第3条 用紙の規格、広告の掲載位置は、別途仕様書に掲載する。

(掲載広告の基準)

第4条 事業者が広告を作成する際には、要綱及び今治市広告掲載基準（平成19年4月11日施行。以下「基準」という。）を遵守しなければならない。

(募集及び応募の方法)

第5条 市長は、事業者の募集を市広報紙及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 事業者は、募集期間内に今治市給与支給明細書広告掲載事業実施申込書（別記様式）を市長に提出し、応募するものとする。

3 市税の滞納がある者、市長から指名停止を受けている者及び要綱第6条第2項に該当する者は、これに応募することができない。

(広告主の決定)

第6条 募集期間終了後、市長は応募資格を審査し、広告主を決定する。ただし、複数の事業者が審査に合格した場合は、入札により広告掲載料の最も高い者を広告主として決定する。

(掲載広告の決定)

第7条 市長は、前条の規定により広告主を決定したときは、当該広告主に広告案を提出させ、必要に応じて要綱第14条に定める広告審査委員会の意見を聞き、掲載広告を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料の支払いが必要な広告主は、市長の指定する期限までに納入通知書により市の指定口座へ広告掲載料を納付するものとする。

(用紙作成及び納品)

第9条 広告主は、自己の責任及び負担により市長の指定する仕様に基づき用紙を作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに市長の指定する場所に用紙を納品するものとする。

(広告主決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主決定を取り消すことができる。

(1) 第8条に定める期限までに広告主から広告掲載料の納付がなされないとき。

(2) 前条第2項に定める期限までに広告主から用紙の納品がなされないとき。

(用紙使用の中止)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告主の納品する用紙の使用を中止することができる。

(1) 掲載広告を決定した後の事情変更等により、掲載広告の内容により給与支給明細書の本来の目的が損なわれ、又は掲載広告の内容、デザイン等が基準に抵触し、若しくはそのおそれがあると認められることとなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長は、第10条又は前条の規定により広告主の決定を取り消し、若しくは用紙の使用を中止したときは、既に支払いを受けた広告掲載料を返還する。ただし、第10条第2号又は要綱第12条第1号から第3号まで及び第5号に該当する場合には広告掲載料を返還しない。

2 返還する広告掲載料は次の計算式で求めるものとし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{返還すべき広告掲載料} = \text{広告掲載料} \times \frac{\text{1年度内の給与支給回数} - \text{実使用回数}}{\text{1年度内の給与支給回数}}$$

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

今治市給与支給明細書広告掲載事業実施申込書

年 月 日

今治市長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

電話（ ） —

今治市給与支給明細書への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

| | | | |
|---------------|--|---------------|--|
| 所在地 | 〒 — | | |
| ふりがな 名称 | | | |
| ふりがな 代表者氏名 | | | |
| 連絡先 TEL | | 連絡先 FAX | |
| 連絡先 Eメール | | ふりがな 担当者氏名 | |
| 業 種 | | | |
| 申込み条件 | <ul style="list-style-type: none">・今治市広告事業実施要綱、今治市広告掲載基準及び今治市給与支給明細書広告掲載事業実施要領を遵守します。・今治市税の滞納や指名停止はありません。・今治市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 | | |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none">・広告の概略がわかる図を別途添付してください。 | | |